

令和4年人事院勧告について

《 給与勧告について 》

1. 勧告のポイント

- 月例給、ボーナス引上げ
 - ①月例給は若年層について引上げ
 - ②ボーナスを引上げ、勤勉手当に反映

2. 民間給与との較差に基づく給与改定

(1) 民間給与との比較

- 月例給 民間給与との較差 921円
- ボーナス 民間の支給割合 4.41月
公務の支給月数 4.30月

(2) 給与改定の内容と考え方

- 月例給
大卒初任給を3,000円、高卒初任給を4,000円引き上げ、20歳台、30歳台半ばの職員に係る号俸について改善を行う。(平均改定率:0.3%)
- ボーナス
民間の支給割合との均衡を図るため引上げ 4.30カ月分→4.40カ月分
民間の支給状況等を踏まえ、勤勉手当の支給月数に反映

(一般の職員の場合の支給月数)

		6月期	12月期	計
令和4年度	期末手当	1.20月 (支給済み)	1.20月 (改定なし)	2.40月
	勤勉手当	0.95月 (支給済み)	1.05月 (現行0.95月)	2.00月
	計	2.15月	2.25月	4.40月
令和5年度以降	期末手当	1.20月	1.20月	2.40月
	勤勉手当	1.00月	1.00月	2.00月
	計	2.20月	2.20月	4.40月

【実施時期】 月例給：令和4年4月1日
ボーナス：法律の公布日